

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健法に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

群馬県板倉町長 栗原 実

公表日

平成27年6月25日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	母子保健法に関する事務
事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康診査情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 母子保健法による健康診査、妊娠の届出・母子健康手帳の交付に関する事務 情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データの提供 養育医療の資格管理および給付に関する事務
システムの名称	1.健康管理システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.養育医療資格および給付台帳 (Excel)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)妊娠届出ファイル (2)乳幼児健診ファイル (3)養育医療資格および給付ファイル(Excel)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第49の項並びに母子保健法10条等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第二における情報提供の根拠)36の2 (別表第二における情報照会の根拠)70
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康介護課
所属長	健康介護課長 落合 均
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる